

島根県県有施設長寿命化指針の概要

1. 目的及び対象施設〔指針P.4〕

- 県有施設の長寿命化に向けて、目標使用年数を設定し、その期間内において施設を良好な状態で使用するための基本的な事項を定め、計画的な取り組みを推進するもの。
- 対象施設は全ての県有施設とする。
(耐震性能を有しない施設で、耐震補強の実施方針が決定されていないものは除く。)

2. 長寿命化実現に向けた取組の方向性〔指針P.4～P.8〕

- (1) 計画的な維持管理(予防保全)への転換
- (2) 目標とする使用年数の設定

	一般施設	長期使用施設(※1)
既存施設	65年以上	65年以上
新築施設		100年以上

※1 防災拠点施設、大規模施設その他これらに類する長期的使用が見込まれる施設

- (3) 施設の目標水準の設定
- (4) 目標修繕・改善周期の設定

修繕、改善項目	周期
屋上防水・外壁塗装、電気設備全般、空調熱源・ポンプ類	20年
躯体以外の建築全般、自家発電装置、昇降機、機械設備全般	30年

- (5) 既存ストックの有効活用の推進
- (6) リノベーション(機能改善)工事の実施方針
- (7) LCC(ライフサイクルコスト)を意識した施設整備の推進
- (8) エネルギー使用量の抑制
- (9) ユニバーサルデザインの促進

3. 長寿命化に向けた具体的な取組〔指針P.8～P.10〕

- (1) 長寿命化のための設計方針、基準類の整備
- (2) 優先度判定による維持保全計画の作成と計画修繕の実施
- (3) 保全マネジメントシステム(BIMMS)の活用
- (4) 施設の現況図面の作成及び更新 など8項目